

# 介護保険の新予防給付が 4月1日からスタートします

浦幌町地域包括センターが設置され、要介護認定なども変わります。

平成18年4月に介護保険法が改正となり、従前の「要支援」及び「要介護1〜5」までの6段階での要介護認定が、改正後は「要支援1〜2」及び「要介護1〜5」までの7段階に変わりました。

しかし、本町は「地域包括支援センター」の設置がされていなかったため、要支援1〜2の方に対する介護保険給付（新予防給付）が実施できないことから、「経過的要介護」及び「要介護1〜5」の6段階の認定を行っています。

本町では、平成19年1月に「地域包括支援センター」を設置し、新予防給付を4月1日からスタートさせます。このことから、要介護認定についても、

認定の更新を申請する方については、「認定有効期間が平成19年3月31日以降に満了する方」、新規の認定及び認定の変更を申請する方については、「平成19年4月1日以降に申請される方」から順次新しい認定を行うこととなります。

新しい要介護認定では、現在の「要介護1」が「要支援2」と「要介護1」に分けて認定されることとなります。

介護保険で受けられるサービスの内容は新予防給付においても大きく変わることはありませんが、そのサービスのマネジメント、提供にあたっては要介護状態に陥らないよう、現状の身体機能の維持向上を目指すこととされています。

平成18年3月までの要介護認定	平成18年4月以降の要介護認定	
	地域包括支援センター 未設置	地域包括支援センター 設置済
要支援	※認定有効期間が平成19年2月28日までの方は、こちらの認定	※認定有効期間が平成19年3月31日までの方は、こちらの認定
要介護1	経過的要介護	要支援1
要介護2	要介護1	要支援2
要介護3	要介護2	要介護1
要介護4	要介護3	要介護2
要介護5	要介護4	要介護3
	要介護5	要介護4
		要介護5

## 地域包括支援センターの設置について

平成18年4月の介護保険法の改正により、高齢者が要介護状態に陥らないような事業の実施が市町村の責務とされ、この事業を中心的に担う機関として「地域包括センター」の設置が義務付けられました。

介護保険法では設置について平成18年4月を基準としていますが、地域事情により介護保険条例で2年間の猶予が認められており、本町では、新予防給付、地域支援事業におけるサービスの把握、人員の確保などを勘案し、平成19年4月に「浦幌町地域包括支援センター」を保健福祉センター内に設置して、本町の直営として実施していきます。

このため、現在の在宅介護支援センターは平成19年3月末で廃止されます。今後は、在宅介護支援センターで行っていた業務の引継ぎ、新予防給付対象者のケアプランの引継ぎなどを「地域包括支援センター」のスムーズな運営ができるよう取り組んでいきます。

# 要支援1・2の方が利用できるサービス

## ◆介護予防サービス

### 自宅で利用するサービス

**介護予防訪問介護** (ホームヘルプサービス) ホームヘルパーが介護予防を目的とした日常生活上の支援を行います。

### 介護予防訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車で介護予防を目的とした入浴サービスを行います。



### 介護予防訪問リハビリテーション

専門職が介護予防を目的としたリハビリテーションなどを行います。

### 介護予防訪問看護

看護師などが介護予防を目的とした療養上の世話などを行います。

### 介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが介護予防を目的とした療養上の管理を行います。

### 施設に通ったり、宿泊して利用するサービス

### 介護予防通所介護

(デイサービス)

デイサービスセンターなどに通い、介護予防を目的とした介護や機能訓練などを受けます。

### 介護予防通所リハビリテーション

(デイケア)

医療機関や介護保険施設などに通い、介護予防を目的としたリハビリテーションなどを受けます。

### 介護予防短期入所生活介護

### 介護予防短期入所療養介護

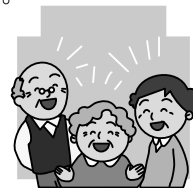
短期間、施設などに入所して、介護予防を目的とした介護や看護などを受けます。



### その他のサービス

### 介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどの入居者が、介護予防を目的とした介護や療養上の世話を受けます。



### 介護予防福祉用具貸与

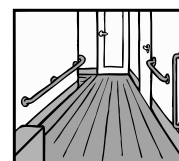
※介護予防に役立つ福祉用具のみ借りることができます。

### 特定介護予防福祉用具購入費の支給

※指定を受けた事業者で購入した場合のみ、介護保険の適用になります。

### 介護予防住宅改修費の支給

※工事を始める前に市区町村の審査が必要です。



## ◆地域密着型介護予防サービス

### 介護予防認知症対応型通所介護

認知症の高齢者がデイサービスセンターなどに通い、介護予防を目的とした介護や機能訓練などを受けます。



### 介護予防小規模多機能型居宅介護

心身の状況に応じて、住宅や通いや短期入所サービスを組み合わせて、介護予防を目的とした介護や機能訓練などを受けます。

### 介護予防認知症対応型共同生活介護

(グループホーム)

認知症の高齢者が少人数で共同生活をして、介護予防を目的とした介護や機能訓練などを受けます。

※要支援1の方は利用できません。

◎お問合せ先 保健福祉課高齢者福祉係 (TEL 576 - 5111)